平成十二年法律第八十二号

児童虐待の防止等に関する法律

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著 資することを目的とする。 施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に 定めることにより、児童虐待の防止等に関する た児童の保護及び自立の支援のための措置等を る国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受け 防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関す がみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予 将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかん 重大な影響を与えるとともに、我が国における しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に

(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、 者をいう。以下同じ。) について行う次に掲げ じ。) がその監護する児童 (十八歳に満たない 者で、児童を現に監護するものをいう。以下同 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の 2

- れのある暴行を加えること。 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそ
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著 一 児童にわいせつな行為をすること又は児童 をしてわいせつな行為をさせること。 い減食又は長時間の放置、保護者以外の同

様の行為の放置その他の保護者としての監護

居人による前二号又は次号に掲げる行為と同

を著しく怠ること。

な対応、児童が同居する家庭における配偶者 与える言動を行うこと。 いう。)その他の児童に著しい心理的外傷を れに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を 者を含む。) の身体に対する不法な攻撃であ ないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある って生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこ に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしてい 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的 4

(児童に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはなら

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防 た児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受け 及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受け た後十八歳となった者に対する自立の支援を含

備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整 の整備に努めなければならない。 相談支援センター」という。)、学校及び医療機 児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養 関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携 第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援セ 等に関する法律(平成十三年法律第三十一号) 共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務 援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公 するために必要な配慮をした適切な指導及び支 育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活 統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた ンター(次条第一項において単に「配偶者暴力 所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再 第三項及び次条第二項において同じ。)並 やかに育成することについて第一義的責任を有

関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職」国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機 る者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐 員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護 必要な措置を講ずるものとする。 待の防止に寄与することができるよう、研修等 師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のあ

3 質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ず立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資 職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自 係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の 適切に行うことができるよう、児童相談所等関 童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき るものとする。 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児

ない。 要な広報その他の啓発活動に努めなければなら す影響、児童虐待に係る通告義務等について必 するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼ国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資

5 支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設 ケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び 童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例 他児童虐待の防止等のために必要な事項につい の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その 期発見のための方策、児童虐待を受けた児童の の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早 ての調査研究及び検証を行うものとする。 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児

6 が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外 児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童

7 に規定する要保護児童対策地域協議会が速やか二年法律第百六十四号)第二十五条の二第一項 に対し、速やかに必要な情報の提供を行うもの先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長 を講ずるものとする。 置その他の緊密な連携を図るために必要な措置に当該情報の交換を行うことができるための措 受けた児童相談所長は、児童福祉法(昭和二十 とする。この場合において、当該情報の提供を 児童及び当該児童虐待を行った保護者につい 境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該 の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転 に移転する場合においては、当該児童の家庭環 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健 その移転の前後において指導、助言その他

8 帯が求められていることに留意しなければなら 良好な家庭的環境を含む。)及び近隣社会の連 ればならない。 するものであって、親権を行うに当たっては、 できる限り児童の利益を尊重するよう努めなけ (家庭における養育環境と同様の養育環境及び 何人も、児童の健全な成長のために、家庭

第五条 学校、児童福祉施設、

者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業 察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶

(児童虐待の早期発見等)

病院、都道府県警

し、児童虐待の早期発見に努めなければならな童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚 師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産 その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児 務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福

の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他 3 思われる児童に関する秘密を漏らしてはならなその職務に関して知り得た児童虐待を受けたと 団体の施策に協力するよう努めなければならな の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共 第一項に規定する者は、正当な理由がなく

4 体の施策に協力するように努める義務の遵守を 規定は、第二項の規定による国及び地方公共団・前項の規定その他の守秘義務に関する法律の 妨げるものと解釈してはならない

5 第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見 対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発 に努めなければならない。 (児童虐待に係る通告) 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に

2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十 ばならない。 福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなけ 児童委員を介して市町村、都道府県の設置する の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は した者は、速やかに、これを市町村、

五条第一項の規定による通告とみなして、 の規定を適用する。

守を妨げるものと解釈してはならない。 定は、第一項の規定による通告をする義務の 示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏 遵 規

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所 を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事 相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告 町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童 を受けた場合においては、当該通告を受けた市 又は児童相談所が前条第一項の規定による通告 を漏らしてはならない。 項であって当該通告をした者を特定させるもの

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務 措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる 員その他の者の協力を得つつ、当該児童との じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職きは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応 所が第六条第一項の規定による通告を受けたと 措置を採るものとする。 会その他の当該児童の安全の確認を行うため 面

号の規定により当該児童を児童相談所に送致 しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若

所長へ通知すること。 頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一 ると認めるものを都道府県知事又は児童相談 二項の規定による一時保護の実施が適当であ 又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第 項の規定による立入り及び調査若しくは質問 当該児童のうち次条第一項の規定による出

2 又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若 児童相談所が第六条第一項の規定による通告

必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。 全の確認を行うための措置を講ずるとともに、 つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安 員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得 談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職 一号の規定による送致を受けたときは、児童相 しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第 二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定 委託して、当該一時保護を行わせること。 当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に により当該児童のうち第六条第一項の規定に 児童福祉法第三十三条第一項の規定により 2

三 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第十 用等」という。)が適当であると認めるもの 育の利用等(以下この号において「保育の利 告し、又は通知すること。 の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報 をその妊産婦等生活援助事業の実施又は保育 又は同法第二十五条の八第三号に規定する保 八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施

よる通告を受けたものを市町村に送致するこ

拠点事業、同条第二十一項に規定する親子関事業、同条第二十項に規定する児童育成支援 村の長へ通知すること。 ると認めるものをその事業の実施に係る市町 の健全な育成に資する事業の実施が適当であ 号に掲げる事業その他市町村が実施する児童 係形成支援事業、子ども・子育て支援法(平 同条第十九項に規定する子育て世帯訪問支援 条第七項に規定する一時預かり事業、同条第 六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同 第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第 第三項に規定する子育て短期支援事業、同条 項に規定する放課後児童健全育成事業、同条 十四項に規定する子育て援助活動支援事業、 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二 二十四年法律第六十五号)第五十九条第一 2

時保護を行う者は、 前二項の児童の安全の確認を行うための措 市町村若しくは児童相談所への送致又は一 速やかにこれを行うものと

(出頭要求等)

第八条の二 都道府県知事は、児童虐待が行われ の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭する ているおそれがあると認めるときは、当該児童 ことを求め、児童委員又は児童の福祉に関する 2

者の請求があったときは、これを提示させなけ 問をさせることができる。この場合において は、その身分を証明する証票を携帯させ、関係 事務に従事する職員をして、必要な調査又は質

名その他必要な事項を記載した書面により告知 府令で定めるところにより、当該保護者に対 頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏 の保護者の出頭を求めようとするときは、内閣 し、出頭を求める理由となった事実の内容、出 しなければならない。 都道府県知事は、前項の規定により当該児童

3 質問その他の必要な措置を講ずるものとする。 する事務に従事する職員の立入り及び調査又は (立入調査等) 一項の規定による児童委員又は児童の福祉に関 定による出頭の求めに応じない場合は、次条第 都道府県知事は、第一項の保護者が同項の規

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われてい 児童の福祉に関する事務に従事する職員をし るおそれがあると認めるときは、児童委員又は させなければならない。 せ、関係者の請求があったときは、これを提示 おいては、その身分を証明する証票を携帯さ 査又は質問をさせることができる。この場合に て、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調

児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事す 同法第六十一条の五第二項の規定を適用する。 る職員の立入り及び調査又は質問とみなして、 は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による 関する事務に従事する職員の立入り及び調査又 (再出頭要求等) 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に

第九条の二 都道府県知事は、第八条の二第一項 提示させなければならない。 伴して出頭することを求め、児童委員又は児童 は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合におい な理由なく同項の規定による児童委員又は児童 の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当 帯させ、関係者の請求があったときは、これを 場合においては、その身分を証明する証票を携 要な調査又は質問をさせることができる。この の福祉に関する事務に従事する職員をして、必 めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同 の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又 て、児童虐待が行われているおそれがあると認

る出頭の求めについて準用する。 第八条の二第二項の規定は、前項の規定によ

る。

2 に従事する職員をして、必要な調査又は質問を 捜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は

3 該児童が現在すると認められる資料及び当該児 る資料、臨検させようとする住所又は居所に当 児童虐待が行われている疑いがあると認められ 可状」という。)を請求する場合においては、 する資料を提出しなければならない。 又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したことを証 童の保護者が第九条第一項の規定による立入り 都道府県知事は、第一項の許可状(以下「許

4 臨検すべき場所又は捜索すべき児童の氏名並び 判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、 の記名押印した許可状を都道府県知事に交付し 旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己 ことができずこれを返還しなければならない に有効期間、その期間経過後は執行に着手する

5 る事務に従事する職員に交付して、第一項の規 定による臨検又は捜索をさせるものとする。

6 身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるこ 困難である等の特別の事情から児童の生命又は こと及び児童がその被害から自ら逃れることが 十分に踏まえた上で、 とにかんがみ特に設けられたものであることを は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対 して行うものであるために他人から認知される ならない 第一項の規定による臨検又は捜索に係る制度 適切に運用されなければ

(臨検、捜索等)

第九条の三 都道府県知事は、第八条の二第一項 当な理由なく同項の規定による児童委員又は児 の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が正 させ、又は当該児童を捜索させることができ 状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検 は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可 の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又 従事する職員をして、当該児童の住所又は居所 全を確保するため、児童の福祉に関する事務に 又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合にお 童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り は、当該児童の安全の確認を行い、又はその安 いて、児童虐待が行われている疑いがあるとき

させることができる。

なければならない。 前項の請求があった場合においては、地方裁

都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関す

2

(臨検又は捜索の夜間執行の制限)

第九条の四 (許可状の提示) 没後まで継続することができる。 検又は捜索は、必要があると認めるときは、 は、してはならない。 記載がなければ、日没から日の出までの間に 索は、許可状に夜間でもすることができる旨の **快又は捜索は、必要があると認めるときは、日 日没前に開始した前条第一項の規定による臨** 前条第一項の規定による臨検又は捜

第九条の五 第九条の三第一項の規定による臨検 (身分の証明) に提示しなければならない。 又は捜索の許可状は、これらの処分を受ける者

第九条の六 児童の福祉に関する事務に従事する の請求があったときは、これを提示しなければ ときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者 職員は、第九条の三第一項の規定による臨検若 ならない。 しくは質問(以下「臨検等」という。)をする しくは捜索又は同条第二項の規定による調査若

(臨検又は捜索に際しての必要な処分

第九条の七 児童の福祉に関する事務に従事する る。 をはずし、その他必要な処分をすることができ は捜索をするに当たって必要があるときは、錠 職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又

(臨検等をする間の出入りの禁止)

第九条の八 禁止することができる。 許可を受けないでその場所に出入りすることを 職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、 児童の福祉に関する事務に従事する

(責任者等の立会い)

第九条の九 児童の福祉に関する事務に従事する 立ち会わせなければならない。 を含む。)又は同居の親族で成年に達した者を 表者、代理人その他これらの者に代わるべき者 居所の所有者若しくは管理者(これらの者の代 は捜索をするときは、当該児童の住所若しくは 職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又

ち会わせることができないときは、その隣人で 員を立ち会わせなければならない。 成年に達した者又はその地の地方公共団体の職 前項の場合において、同項に規定する者を立

(警察署長に対する援助要請等)

第十条 児童相談所長は、第八条第二項の児童 号の一時保護を行おうとし、若しくは行わせよ 安全の確認を行おうとする場合、又は同項第一

所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し 場合についても、同様とする。 くは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする 第九条第一項の規定による立入り及び調査若し 援助を求めることができる。都道府県知事が、 際し必要があると認めるときは、当該児童の住 うとする場合において、これらの職務の執行に 2

全の確認及び安全の確保に万全を期する観点か より警察署長に対し援助を求めなければならな ら、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定に 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安

3 務の執行を援助するために必要な警察官職務執 よう努めなければならない。 の法令の定めるところによる措置を講じさせる 行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他 ときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職 安全を確認し、又は確保するため必要と認める を受けた場合において、児童の生命又は身体の 警察署長は、第一項の規定による援助の求め 4 3

第十条の二 児童の福祉に関する事務に従事する きは、その旨を付記すれば足りる。 印をせず、又は署名押印することができないと 日及びその結果を記載した調書を作成し、立会 は捜索をしたときは、これらの処分をした年月 職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又 しなければならない。ただし、立会人が署名押 人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印

(都道府県知事への報告)

第十条の三 児童の福祉に関する事務に従事する 道府県知事に報告しなければならない。 職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都 (行政手続法の適用除外)

第十条の四 臨検等に係る処分については、行政 定は、適用しない。 手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規

(審査請求の制限)

第十条の六 臨検等に係る処分については、行政 第十条の五 臨検等に係る処分については、 第三十七条の四の規定による差止めの訴えを提 事件訴訟法 (昭和三十七年法律第百三十九号) 請求をすることができない。 (行政事件訴訟の制限) 審査

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

起することができない

第十一条 都道府県知事又は児童相談所長は、児 童虐待を行った保護者について児童福祉法第二

> 努めるものとする。 学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう 号の規定により指導を行う場合は、当該保護者 について、児童虐待の再発を防止するため、医 十七条第一項第二号又は第二十六条第一項第二

と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含 待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境 指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐 に行われなければならない。 む。) で生活するために必要な配慮の下に適切 第二十七条第一項第二号の規定により行われる 児童虐待を行った保護者について児童福祉法

なければならない。 第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合 においては、当該保護者は、同号の指導を受け 児童虐待を行った保護者について児童福祉法

対し、同項の指導を受けるよう勧告することが けないときは、都道府県知事は、当該保護者に できる。 前項の場合において保護者が同項の指導を受

5 三条第二項の規定により児童相談所長をして児 けた保護者が当該勧告に従わない場合において 必要があると認めるときは、児童福祉法第三十 条第一項の規定による措置を採る等の必要な措 せ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八 適当な者に当該一時保護を行うことを委託さ 童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は 置を講ずるものとする。 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受

6 る請求を行うものとする。 受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護す 適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定によ 児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、 る児童に対し親権を行わせることが著しく当該 児童相談所長は、第四項の規定による勧告を

7 法第十一条第一項第二号ニの規定による指導を 及び児童虐待を行った保護者に対する児童福祉 による調査若しくは質問、第九条の三第一項の び調査若しくは質問、第九条の二第一項の規定 くは質問、第九条第一項の規定による立入り及 もに、第八条の二第一項の規定による調査若し 門的技術に関する指導及び教育を行わせるとと 教育のほか保護者への指導を行う者に対する専 教育担当児童福祉司に同項に規定する指導及び 行うため、同法第十三条第五項に規定する指導 いう。以下この項において同じ。)を効果的に 都道府県は、保護者への指導(第二項の指導

三条第一項又は第二項の規定による児童の一時 規定による臨検若しくは捜索又は同条第二項の 係る保護者への指導を行わせることその他の必 保護を行った児童福祉司以外の者に当該児童に に関する事務に従事する職員並びに同法第三十 規定による調査若しくは質問をした児童の福祉

第十二条 ところにより、当該児童虐待を行った保護者に 必要があると認めるときは、児童相談所長及びの防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため る一時保護が行われた場合において、児童虐待 法第三十三条第一項若しくは第二項の規定によ設入所等の措置」という。)が採られ、又は同 祉法第二十七条第一項第三号の措置(以下「施R**+二条** 児童虐待を受けた児童について児童福 同号に規定する施設の長は、内閣府令で定める いる場合における当該施設入所等の措置に係る 当該児童について施設入所等の措置が採られて することができる。 (面会等の制限等) ついて、次に掲げる行為の全部又は一部を制限

当該児童との面会 当該児童との通信

2 を児童相談所長に通知するものとする。 行った場合又は行わなくなった場合は、その旨 前項の施設の長は、同項の規定による制限を

3 対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしな おそれがある等再び児童虐待が行われるおそれ 措置(児童福祉法第二十八条の規定によるもの いものとする。 認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に があり、又は当該児童の保護に支障をきたすと たとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻す 者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにし 項若しくは第二項の規定による一時保護が行わ に限る。)が採られ、又は同法第三十三条第一 れた場合において、当該児童虐待を行った保護 児童虐待を受けた児童について施設入所等の

第十二条の二 児童虐待を受けた児童について施 た保護者に当該児童を引き渡した場合には再び が採られた場合において、当該児童虐待を行っ 児童虐待が行われるおそれがあると認められる によるものを除く。以下この項において同じ。) 設入所等の措置(児童福祉法第二十八条の規定 にもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡 定による制限に従わないことその他の事情から しを求めること、当該保護者が前条第一項の規

要な措置を講じなければならない。 ことが困難であると認めるときは、児童相談 ことが当該保護者の意に反し、これを継続する 当該児童について当該施設入所等の措置を採る

第十二条の三 児童相談所長は、児童福祉法第三 十三条第一項の規定により、児童虐待を受けた 第二十八条の規定による施設入所等の措置を要 第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法 又は行わせた場合には、速やかに、児童福祉法 護を行わせることができる。 を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保 する旨を都道府県知事に報告しなければならな 長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三 十三条第一項の規定により当該児童の一時保護 児童相談所長は、前項の一時保護を行った、

第十二条の四 都道府県知事又は児童相談所長 児童の住所若しくは居所、就学する学校その えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該 童の保護のため特に必要があると認めるとき われ、かつ、第十二条第一項の規定により、当一項若しくは第二項の規定による一時保護が行 の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第 らない。 を要する旨を都道府県知事に報告しなければ 同法第二十八条の規定による施設入所等の措置 同法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、 われるおそれがあると認められるにもかかわら わせている場合を除く。)において、当該児童 な者に委託して、一時保護を行わせている場合 児童について一時保護を行っている、又は適当 又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学 の場所において当該児童の身辺につきまとい、 は、内閣府令で定めるところにより、六月を超 に掲げる行為の全部が制限されている場合にお 該児童虐待を行った保護者について、同項各号 は、児童虐待を受けた児童について施設入所等 護者の意に反すると認めるときは、速やかに、 について施設入所等の措置を採ることが当該 制限に従わないことその他の事情から当該児童 と、当該保護者が第十二条第一項の規定による 該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行 きであって、当該児童虐待を行った保護者に当 について施設入所等の措置を要すると認めると (前条第一項の一時保護を行っている、又は いて、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児 す、当該保護者が当該児童の引渡しを求めるこ

校その他その通常所在する場所(通学路その

更新することができる。 を定めて、同項の規定による命令に係る期間を 要があると認めるときは、六月を超えない期間 及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必 定する場合において、引き続き児童虐待の防止 いしてはならないことを命ずることができる。 に通常移動する経路を含む。)の付近をはいか の当該児童が日常生活又は社会生活を営むため 都道府県知事又は児童相談所長は、前項に規

規定による命令をしようとするとき(前項の規一都道府県知事又は児童相談所長は、第一項の 法第十三条第一項の規定による意見陳述のため 定により第一項の規定による命令に係る期間を の手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなけれ 更新しようとするときを含む。)は、行政手続 2

の規定により第一項の規定による命令に係る期第一項の規定による命令をするとき(第二項 める事項を記載した命令書を交付しなければな 間を更新するときを含む。)は、内閣府令で定 3

設入所等の措置が解除され、停止され、若しく ときも、同様とする。 護に係る承認の申立てに対する審判が確定した 条第五項本文の規定による引き続いての一時保 る承認の申立てに対する審判又は同法第三十三 による当該施設入所等の措置の期間の更新に係 間が経過する前に同法第二十八条第二項の規定 が発せられたときであって、当該命令に係る期 ている場合において、第一項の規定による命令 第六項の規定により引き続き一時保護が行われ 設入所等の措置が採られ、又は同法第三十三条同法第二十八条第三項の規定により引き続き施 なった場合は、当該命令は、その効力を失う。 定による制限の全部若しくは一部が行われなく 保護が解除された場合又は第十二条第一項の規 十三条第一項若しくは第二項の規定による一時 は他の措置に変更された場合、児童福祉法第三 第一項の規定による命令が発せられた後に施 4

規定による命令をした場合において、その必要都道府県知事又は児童相談所長は、第一項の るところにより、その命令を取り消さなければ がなくなったと認めるときは、内閣府令で定め

(施設入所等の措置の解除等)

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児 童について施設入所等の措置が採られ、 及び当

> 勘案しなければならない。 児童の家庭環境その他内閣府令で定める事項を に採られる措置について見込まれる効果、当該 し再び児童虐待が行われることを予防するため 司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者 解除しようとするときは、当該児童の保護者に 当該児童について採られた施設入所等の措置を 第一項第二号の措置が採られた場合において、 該児童の保護者について児童福祉法第二十七条 に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対 ついて同号の指導を行うこととされた児童福祉

助言を行うことができる。 が家庭で生活することを支援するために必要な の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童 除するときは、当該児童の保護者に対し、親子 われた場合において、当該児童について採られ 法第三十三条第二項の規定による一時保護が行 いて施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉 た施設入所等の措置又は行われた一時保護を解 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童につ

とができる。 部又は一部を内閣府令で定める者に委託するこ 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全

してはならない。 がなく、その事務に関して知り得た秘密を漏ら 従事する者又は従事していた者は、正当な理由 前項の規定により行われる助言に係る事務に

(施設入所等の措置の解除時の安全確認等)

第十三条の二 都道府県は、児童虐待を受けた児 該児童の養育に関する指導、助言その他の必要もに、当該児童の保護者からの相談に応じ、当 ることにより当該児童の安全の確認を行うとと 児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携 童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保 童について施設入所等の措置が採られ、又は児 を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問す 帰宅するときは、必要と認める期間、市町村、 時保護を解除するとき又は当該児童が一時的に 採られた施設入所等の措置若しくは行われた一 護が行われた場合において、当該児童について な支援を行うものとする。

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第十三条の三 市町村は、子ども・子育て支援法 う。) 又は同法第四十三条第二項に規定する特 設(次項において「特定教育・保育施設」とい 定地域型保育事業(次項において「特定地域型 第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施

> ない。 要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三 保育事業」という。)の利用について、同法第 援を要する家庭の福祉に配慮をしなければなら 項の規定により調整若しくは要請を行う場合に 定により相談、助言若しくはあっせん若しくは は、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支 □十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規

2 第四十五条第二項の規定により当該特定教育・ 育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地 なければならない。 選考するときは、児童虐待の防止に寄与するた 者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を 又は第三号に該当する児童に限る。以下この項 保育施設を利用する児童(同法第十九条第二号 域型保育事業者は、同法第三十三条第二項又は め、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をし において同じ。)又は当該特定地域型保育事業 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子

3 改善及び充実を図る等必要な施策を講じなけれられるようにするため、教育の内容及び方法の ばならない。 童がその年齢及び能力に応じ充分な教育が受け 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児

4 進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた 者の自立の支援のための施策を講じなければな 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保

(資料又は情報の提供)

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診 童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者そ 状況、これらの者の置かれている環境その他児ら児童虐待に係る児童又はその保護者の心身のの設置する福祉事務所の長又は児童相談所長かする職務に従事する者は、市町村長、都道府県 機関を除く。)並びに医師、歯科医師、保健師、 福祉又は教育に関係する機関(地方公共団体の する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用 の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関 当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所 められたときは、 の他の関係者に関する資料又は情報の提供を求 教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連 助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の 療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、 きは、これを提供することができる。ただし、 し、かつ、利用することに相当の理由があると 当該資料又は情報について、

るおそれがあると認められるときは、この限り の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害す 該資料又は情報に係る児童、その保護者その他 当該資料又は情報を提供することによって、 でない。

(都道府県児童福祉審議会等への報告

第十三条の五 都道府県知事は、児童福祉法第八 害を及ぼした児童虐待の事例その他の内閣府令 等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法 条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会 保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被 第三十三条第一項又は第二項の規定による一時 項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検 (児童の人格の尊重等) で定める事項を報告しなければならない。 っては、地方社会福祉審議会)に、第九条第一 (同条第一項ただし書に規定する都道府県にあ

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけ 達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならな の年齢及び発達の程度に配慮しなければなら ず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発 に際して、児童の人格を尊重するとともに、そ

めを免れることはない。 親権を行う者であることを理由として、その 罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行

(親権の喪失の制度の適切な運用)

第十五条 民法 (明治二十九年法律第八十九号) に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防 も、適切に運用されなければならない。 止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点から

(大都市等の特例)

第十六条 この法律中都道府県が処理することと があるものとする 定都市等に関する規定として指定都市等に適用 児童相談所設置市(以下「指定都市等」とい るところにより、指定都市若しくは中核市又は 並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定 市」という。)及び同法第二百五十二条の二十 されている事務で政令で定めるものは、地方自 う。) が処理するものとする。この場合にお する児童相談所設置市においては、政令で定め 治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五 ては、この法律中都道府県に関する規定は、指 十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都 |第一項の中核市(以下「中核市」という。)

第十七条 の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 当該命令を含む。)に違反した者は、一年以下 よる命令に係る期間が更新された場合における (同条第二項の規定により同条第一項の規定に 第十二条の四第一項の規定による命令

第十八条 第十三条第四項の規定に違反した者 は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に

(施行期日) 則 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。 (検討)

第二条 児童虐待の防止等のための制度について のとする。 その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるも 法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、 は、この法律の施行後三年を目途として、この

附則 一五三号) (平成一三年一二月一二日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から (経過措置の政令への委任)

の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で第四十四条 この附則に規定するもののほか、こ

二 附 一 号 則 (平成一五年七月一六日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 平成十七年四月一日 「から施

0号) 則 抄 (平成一六年四月一四日法律第

(施行期日)

行する。ただし、第二条の規定は児童福祉法の第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施 日から、附則第三条の規定は同法の施行の日か三号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の ら施行する。 一部を改正する法律(平成十六年法律第百五十

第二条 児童虐待の防止等に関する制度に関して は、この法律の施行後三年以内に、 児童の住所

> る法律の施行状況等を勘案し、検討が加えら の法律による改正後の児童虐待の防止等に関す の制度のあり方その他必要な事項について、こ 確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等 るものとする。 れ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられ 又は居所における児童の安全の確認又は安全の

五三号) 則 (平成一六年一二月三日法律第 抄

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施 該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条 (次号に掲げる改正規定を除く。) 条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 並びに附則第三条、第四条、第六条及び第十 平成十七年四月一日

六条の改正規定 平成十八年四月一日 する法律(平成十二年法律第八十二号)第十 規定及び附則第十条中児童虐待の防止等に関 第二条中児童福祉法第五十九条の四の改正

附則 二三号) (平成一七年一一月七日法律第一

条第二号、第九十四条第一項第二号(第九十

部分に限る。)、第三号及び第四号、第九十三 費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施 該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

条、第三十六条第四項(第三十七条第二項に 給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介 部分に限る。)、第四十二条(指定障害者支援 援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る ら第四十条まで、第四十一条(指定障害者支 おいて準用する場合を含む。)、第三十八条か る。)、第三十二条、第三十四条、第三十五 二項(第一号から第三号までに係る部分に限 から第十号までに係る部分に限る。)及び第 第一項(第二号、第四号、第五号及び第八号 具費の支給に係る部分に限る。)、第二十八条 護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装 第十九項から第二十二項まで、第二章第一節 項、第九項から第十五項まで、第十七項及び 係る部分を除く。)、第三項、第五項、第六 デイサービス、短期入所及び共同生活援助に (サービス利用計画作成費、特定障害者特別 第五条第一項(居宅介護、行動援護、児童 三条、第九十五条、第九十六条、 五条から第九十条まで、第九十二条、 条まで、第七十二条から第七十七条まで、第 限る。)、第百十一条及び第百十二条(第四十 七十九条、第八十一条、第八十三条、

> 十条、第百十二条、第百十三条及び第百十五 から第百条まで、第百五条、第百八条、第百 平成十八年十月一日

号 (平成一八年六月七日法律第五三

(施行期日)

まで(指定障害者支援施設等の設置者及び指二項及び第三項並びに同条第四項から第七項 第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第

定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第五

十条第三項及び第四項、第五十一条(指定障

第四十六条第一項(指定相談支援事業者に係

る部分に限る。)、第四十四条、第四十五条、 施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係

る部分に限る。)及び第二項、第四十七条、

第一条 この法律は、 行する。 平成十九年四月一日から施

号) 附 則 抄 (平成一九年六月一日法律第七三

(施行期日)

第一条 この法律は、

平成二十年四月一日

で、第七十三条、第七十四条第二項及び第七 部分に限る。)、第七十条から第七十二条ま 害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る

部分を除く。)、第五章、第九十二条第一号 三章、第四章(障害福祉サービス事業に係る 医療に係る部分に限る。)、第二章第四節、第 給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給 十五条(療養介護医療及び基準該当療養介護 に係る部分に限る。)、第二号(療養介護医療 (サービス利用計画作成費、特定障害者特別 第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、 児童虐待の防止等を図り、 行する。 て検討を行い、その結果に基づいて必要な措置 護する観点から親権に係る制度の見直しについ (検討) 児童の権利利益を擁

2 する。 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと 係る方策、児童養護施設等における虐待の防止 に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に を講ずるものとする。 教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策そ を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る の他必要な事項について速やかに検討を行い、 方策、児童養護施設等に入所した児童に対する 政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護

介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に

特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養 費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者 九十六条、第百十条(サービス利用計画作成 に係る部分を除く。) 及び第二項第二号、第 第九十五条第一項第二号(第九十二条第二号 二条第三号に係る部分に限る。)及び第二項、

び補装具費の支給に係る部分に限る。)並び療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及 おいて準用する場合に係る部分に限る。)並八条第一項の規定を同条第三項及び第四項に 者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、 第二項(サービス利用計画作成費、特定障害 十二条、第六十五条、第六十八条から第七十 十六条、第四十八条から第五十条まで、第五 五条、第三十九条から第四十三条まで、第四 六条、第三十条から第三十三条まで、第三十 に附則第十八条から第二十三条まで、第二十 びに第百十四条並びに第百十五条第一項及び 十二条、第五十六条から第六十条まで、第六 第一条 この法律は、 施行する。 ら施行する。 この法律は、 附 則 三号) 附則 七号)

五号) 附 則 抄 (平成二〇年一二月三日法律第八

(施行期日)

平成二十一年四月一日 いから

(平成二三年五月二五日法律第五

新非訟事件手続法の施行の 日

(平成二四年八月二二日法律第六

定は、当該各号に定める日から施行する。 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日 この法律は、子ども・子育て支援法の施行

則 (平成二六年六月一三日法律第六

第九十八条

第一条 この法律は、 六年法律第六十八号)の施行の日から施行す 行政不服審查法(平成二十

(施行期日)

(経過措置の原則

律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為 がある場合を除き、なお従前の例による。 に係るものについては、この附則に特別の定め にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法ついての不服申立てであってこの法律の施行前五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に (訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定によ 起については、なお従前の例による。 べき期間を経過したものを含む。)の訴えの提 提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す される場合にあっては、当該他の不服申立てを の他の行為を経た後でなければ提起できないと 他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起 いこととされる事項であって、当該不服申立て 他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その

規定による改正後の法律の規定により審査請求された処分その他の行為であって、この法律のされる場合を含む。)により異議申立てが提起 取消しの訴えの提起については、なお従前の例を提起することができないこととされるもののに対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え (前条の規定によりなお従前の例によることと この法律の規定による改正前の法律の規定

施行前に提起されたものについては、 他の行為の取消しの訴えであって、この法律の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その の例による。 なお従前

〔罰則に関する経過措置〕

第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則 後にした行為に対する罰則の適用については、 よることとされる場合におけるこの法律の施行 なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

(罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置、十条 附則第五条から前条までに定めるものの

号) 則 (平成二八年六月三日法律第六三

除く。) 平成二十八年十月一日第二十一条の規定(前号に掲げる改正規定を

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

布の日 特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第七条の規定並びに附則第二十一条中国家戦略 三第一項の改正規定、同法第二章第六節中第三十三条の二の二第一項並びに第三十三条の 条第一項及び第八項中「第一章第六節. 十二条の四第一項及び第八項の改正規定 改正規定並びに附則第四条、第八条及び第十 二条の三、第十四条第一項並びに第十五条の 第七項、第八条第二項、第十条第一項、第十 虐待の防止等に関する法律第四条第一項及び 第五条第二項の改正規定並びに第六条中児童 の二第一項の改正規定、第五条中母子保健法 四条中母子及び父子並びに寡婦福祉法第三条 第二項及び第五十六条第四項の改正規定、第 びに同法第三十三条の十、第三十三条の十四 三十三条の九の次に一条を加える改正規定並 二項、第三十三条の二第一項及び第二項、第 七条第一項第二号、第三十三条第一項及び第 条第一項、第二十六条第一項第二号、第二十 の前に一節を加える改正規定、同法第二十三 定、同法第一章中第一節を第二節とし、同節 改正規定、同法第六条の三第四項の改正規 る改正規定、同章第二節を同章第三節とする える改正規定、同章第三節を同章第四節とす の改正規定、同法第十一条第一項に一号を加 章第五節とする改正規定、同法第十条第一項 節を第六節とする改正規定、同章第四節を同 定、同法第一条の改正規定、同法第二条に第 「第一章第七節」に改める部分に限る。) 条第一項及び第四項、第十二条の二、第十 第一条のうち児童福祉法の目次の改正規 項及び第二項として二項を加える改正規 同法第一章中第六節を第七節とし、第五 同 公を

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除 も・子育て支援法(平成二十四年法律第六十 の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)並 第四項を削る改正規定を除く。)及び第六条 五号)附則第六条第二項の改正規定及び附則 びに附則第九条の規定、附則第十八条中子ど く。)、第三条の規定(売春防止法第三十五条

第二条 (検討等)

4 改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案 律の施行後五年を目途として、この法律による 政府は、前三項に定める事項のほか、この法 え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるも のとする。 改正後の各法律の規定について検討を加

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (その他の経過措置の政令への委任) (罰則に関する経過措置)

律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する第八条 この附則に規定するもののほか、この法 経過措置を含む。)は、政令で定める。 則

九号) 抄 (平成二九年六月二一日法律第六

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。ただし、附則第三条の規定は、 、公布

第三条 この附則に規定するもののほか、この法 律の施行に関し必要な経過措置は、 る。 (その他の経過措置の政令への委任) の日から施行する。 政令で定め

第四条 政府は、この法律の施行後三年を目途と に都道府県及び児童相談所が採る措置の実施状項に規定する要保護児童を適切に保護するため 判所の関与の下での児童福祉法第六条の三第八 して、児童相談所の体制の整備の状況、 法律の施行の状況等を勘案し、この法律による 況その他のこの法律による改正後のそれぞれの 加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる 改正後のそれぞれの法律の規定について検討を ものとする。 、家庭裁

九号) 附 則 (平成三〇年六月二〇日法律第五

(施行期日)

|第一条 この法律は、平成三十四年四月一日から 公布の日から施行する。 施行する。ただし、附則第二十六条の規定は、

第二十五条 施行目前にした行為及び附則第十三 (罰則に関する経過措置)

条の規定によりなお従前の例によることとされ

る場合における施行日以後にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

第二十六条 この附則に規定するもののほか、こ

の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

定める。 号) 則 (令和元年六月二六日法律第四

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該

定 公布の日 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法 の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定

(検討等)

9 在り方その他の児童虐待の防止等に関する施策 立の支援並びに保護者に対する指導及び支援の めの方策、児童虐待を受けた児童の保護及び自 況を勘案し、児童虐待の予防及び早期発見のた 童虐待の防止等に関する法律の規定の施行の状 て、この法律による改正後の児童福祉法及び児 いて必要な措置を講ずるものとする。 の在り方について検討を加え、その結果に基づ 政府は、この法律の施行後五年を目途とし

附 則 (令和二年六月一〇日法律第四

(施行期日) 号) 抄

第一条 この法律は、公布の日 を経過した日から施行する から起算して三月

号 附 則 (令和四年五月二五日法律第五二

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該

(政令への委任) 八条の規定 公布の日 次条並びに附則第三条、 第五条及び第三十

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この める。 法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定

則 (令和四年六月一五日法律第六六

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

公布の日 附則第七条、第八条及び第十七条の規定

一から四まで

算して三年を超えない範囲内において政令で 五十二号)別表第一の改正規定(百二十八の 定並びに附則第十四条の規定及び附則第二十等に関する法律第十二条の四第五項の改正規 定める日 二の項に係る部分に限る。) 公布の日から起 一条中家事事件手続法(平成二十三年法律第 第三条の規定及び第七条中児童虐待の防止

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するも 置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令 ののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措 で定める。

号 附 則 抄 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)

該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施 当

第五百九条の規定 公布の日

号)抄 (令和四年六月二二日法律第七六

(施行期日)

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和 四年法律第七十五号)の施行の日から施行す 公布の日から施行する。 る。ただし、附則第九条の規定は、この法律の

(処分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正 定、指定その他の処分又は通知その他の行為 法律の施行後は、この法律による改正後のそれ いう。)の規定により従前の国の機関がした認 む。以下この条及び次条において「旧法令」と 前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含 法令に別段の定めがあるもののほか、この

定その他の処分又は通知その他の行為とみな相当規定により相当の国の機関がした認定、指 ぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下こ の条及び次条において「新法令」という。) の

2 のほか、この法律の施行後は、新法令の相当規その他の行為は、法令に別段の定めがあるもの 届出その他の行為とみなす。 従前の国の機関に対してされている申請、届出 定により相当の国の機関に対してされた申請、 この法律の施行の際現に旧法令の規定により

3 しなければならない事項で、この法律の施行のの国の機関に対して申請、届出その他の手続を 日前に従前の国の機関に対してその手続がされ 対してその手続がされていないものとみなし あるもののほか、この法律の施行後は、これ て、新法令の規定を適用する。 を、新法令の相当規定により相当の国の機関に ていないものについては、法令に別段の定めが この法律の施行前に旧法令の規定により従前

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設 る。 に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七 法(昭和二十三年法律第百二十号)第十二条第 置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織 条第一項の省令としての効力を有するものとす 条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二 ほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定 一項の省令は、法令に別段の定めがあるものの

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰 (罰則の適用に関する経過措置)

則の適用については、なお従前の例による。

第九条 政令で定める。 経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、 めるもののほか、この法律の施行に関し必要な (政令への委任) 附則第二条から第四条まで及び前条に定

則 (令和四年六月二二日法律第七七

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行 布の日のいずれか遅い日から施行する。 法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法

(令和四年法律第七十六号)

施行に伴う関係法律の整備に関する法律

〇二 附号 則 (令和四年一二月一六日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を加える改正規定並びに第二条及び第四条の規 百二十二条とし、同法第八百二十条の次に一条 定は、公布の日から施行する。 から施行する。ただし、第一条中民法第八百二 六月を超えない範囲内において政令で定める日 十二条を削り、同法第八百二十一条を同法第八

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律 の施行に関し必要な経過措置は、 る。 則 政令で定め

(政令への委任)

〇四号) (令和四年一二月一六日法律第

第一条 この法律は、 (施行期日) 令和六年四月一日から施行